

# 平成30年度全国高等学校総合体育大会

## 第68回全国高等学校アイスホッケー競技選手権大会

### 青森県実施本部売店等設置運営要項

#### 1 目的

この要項は、平成30年度全国高等学校総合体育大会第68回全国高等学校アイスホッケー競技選手権大会青森県実施本部（以下「実施本部」という。）が行う売店等の設置及び運営について必要な事項を定め、平成30年度全国高等学校総合体育大会第68回全国高等学校アイスホッケー競技選手権大会（以下「大会」という。）の参加者及び一般観覧者等の便宜をはかるとともに、大会開催をより一層の地域振興へと繋げ、活力ある地域づくりを推進することを目的とする。

#### 2 売店等の設置

前条の目的達成のため、実施本部は、大会会場内に売店等を設置する。

#### 3 売店等出店申請

出店を希望する者は、平成30年度全国高等学校総合体育大会第68回全国高等学校アイスホッケー競技選手権大会出店申請書（様式第1号）に添付書類（添付書類1～添付書類3）を添えて実施本部に申請するものとする。

#### 4 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員のうちから売店責任者を定め、現場に常駐させること。
- (2) 売店責任者は、当該売店等の管理運営が適正に行われるよう努めること。

#### 5 申請期間

- (1) 出店を希望する場合は、平成30年11月1日（木）～平成30年12月18日（火）の間に要項に従い、実施本部宛に申請書を提出してください。
- (2) 申請書類は、原本を実施本部事務局に郵送の他に、データ(申請書)をメールに添付し事務局宛に送信（データには押印不要）してください。

#### 6 出店許可

実施本部は申請内容を審査し、適当と認めるときは申請者に対し、平成30年度全国高等学校総合体育大会第68回全国高等学校アイスホッケー競技選手権大会出店許可書（様式第2号）を交付するものとする。

#### 7 出店者の選定

実施本部は、出店者の選定にあたり、販売内容や来場者のニーズ等を考慮し、大会会場に設置可能な売店等数の範囲内において、次の事項に該当するものの中から選定する。なお、これによりがたい場合は、抽選により決定し、当該抽選は実施本部が行うものとする。

- (1) 営業経験・実績が豊富で、信頼できる業者であること。

(2) 関係法令に違反していないこと。

## 8 売店等の取扱品目

売店において販売を認める品目は、次によるものとする。

(1) 大会記念グッズ（関係団体の許可等を受けたものに限る。）

(2) スポーツ用品、写真材料、宅配便等

(3) 大会ビデオ・記録写真等

(4) 土産品類

包装、内容、品質等において、本県の土産品としてふさわしいものとする。なお、当該土産品が食品類である場合には、食品衛生関係法令に基づく許可を受けた施設等で製造されているもので、常温で保存性のあるもの

(5) 飲食物

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設において製造・加工されたもので、容器又は包装等により衛生的な措置が講じられ、かつ、法令等の規定に基づく表示がなされているものとする。

(6) その他実行委員会が必要と認めたもの

大会の参加者及び一般観覧者等にとって必要と認められるもので、高校生の大会としてふさわしいもの

※会場では大会関係者への斡旋弁当の配布を行う。

## 9 保健所の許可

営業許可証は、出店者で取得してください。

## 10 出店の場所

出店位置は、実行委員会が調整する。この場合において、1店舗当たりの規模については、原則として屋外の場合、1張（2間×3間以内のテント）としますが、会場内の売店等の設置については、実施本部が決めたスペースに出店してください。

## 11 出店期間及び開設時間

(1) 出店の期間は、実行委員会が指定する期間（平成31年1月22日（火）～1月26日（土））とし、原則として、期間中の途中開設及び途中閉店を認めない。ただし、悪天候その他やむを得ない事情の場合はこの限りではない。

(2) 開設時間は、原則として競技開始1時間前から競技終了30分までとする。ただし、実施本部は、競技の進行状況、業務の実情等に応じて開設時間を変更できるものとする。

## 12 出店の方法

実施本部が指定する方法とする。

## 13 経費負担

(1) 出店者は原則、売店等の設置、管理運営及び撤去に要する一切の経費を負担するものとする。

(2) 実施本部は、次のア・イに該当する場合、(1)の経費を免除することができる。

ア 地方公共団体が使用するとき

イ 前各項の規定するもののほか、実行委員会が特に必要があると認めたとき

## 1 4 遵守事項

出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 出店許可書（様式第2号）を売店等の見やすいところに掲示すること。
- (2) 売店設置、運営及び撤去に要する一切の経費を負担するものとする。
- (3) 服装は清潔なものを着用し、接客にあたっては、大会にふさわしい適切な対応をすること。
- (4) 売店等の設置、撤去、荷物の搬入、搬出の時期等については、大会運営に支障のないように行うこと。また、車両及び販売従業員の車両は実施本部の指示に従い駐車すること。
- (5) 指定された場所以外での販売、呼び込み及び拡声器等を使用した販売行為を行わないこと。
- (6) 販売に伴う廃棄物は、当日中に出店者において処分し、常に清潔にしておくこと。  
\*特に出店店舗周辺のごみ箱の設置・管理及び片付けは出店者で責任をもって対応すること。
- (7) 食品衛生法に基づく許可が必要な業種の場合は、保健所の許可を取得すること。
- (8) 販売品には、関係法令の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (9) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず、危険回避のために撤去命令を出した場合には、その指示に従うこと。
- (10) その他関係法令などを遵守し、実行委員会及び施設管理者その他関係機関の指示に従い、良識ある売店等の管理運営を実施すること。

## 1 5 禁止事項

- (1) 出店の権利を第三者に譲渡し、転貸し又は売店等の管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売をすること。また、許可された品目以外のものを販売すること。
- (3) アルコール飲料を販売すること。
- (3) 指定された売店以外での立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 火器を使用すること。ただし、屋外で暖房器具を使用する場合、又は会場地の特産品等をPRする場合など実施本部が特に認めたものは、この限りでない。
- (5) その他、大会運営に支障のある行為を行うこと。

## 1 6 許可の取り消し

実施本部は、出店者がこの要項に違反したとき、又は大会の運営上不適当と認められるときは、出店許可を取り消すことができる。なお、この場合において、出店者は、実施本部に対して損害賠償を請求することはできない。

## 1 7 損害賠償

出店者が、施設又は第三者等に損害を与え場合、出店者が賠償の責を負うものとする。

## 1 8 原状回復

出店者が、施設等に損害を加えたとき、出店許可を取り消されたとき、又は出店許可期間が経過したときは、速やかに原状に回復し、実施本部に報告し検査を受けなければならない。

## 1 9 管理責任

売店等における販売品及び備品の管理は、出店者の責任とし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、実施本部は一切その責を負わない。また、売店等において事故等が発生したときは、出店者は直ちに実施本部及び関係機関に連絡するとともに、その指示に従い事故処理に当たること。

## 20 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

## 21 申請書類提出・問合せ先

〒031-0021八戸市長者4丁目4-1 青森県立八戸高等学校内

第68回全国高等学校アイスホッケー競技選手権大会青森県実施本部事務局

TEL：0178-44-0916 FAX：0178-47-9361

e-mail：68icehockeyinterhigh2019@aomoriskate.ec-net.jp

## 附則

この要項は、平成30年11月1日から施行する。